返損保革新懇二*=*

大阪損保革新懇事務局 大阪市中央区道修町3-3-10 大阪屋道修町ビル3F 06-6232-1095

「原発ゼロ」社会の実現をめざして 第14回総会・講演会に164名

11月9日(水)大阪府商工会館において大阪損保革新懇第14回総会・講演会を開催し、164名が参加 しました。野村英隆代表世話人の開会挨拶のあと、安斎科学・平和事務所所長の安斎育郎さんが、「フク シマの原発災害が問いかけるもの」と題し記念講演。つづいて世話人の松浦章さんが「原発リスクと損保 産業の社会的役割」について報告しました。最後に総会アピール「『原発ゼロ』社会実現に多くの仲間とと もに息長く奮闘しよう」を提案、全員の拍手で採択しました。

会員外や初参加の仲間も多く、恒例の居酒屋「木温(こはる)」を借り切っての懇親会にも92名が参加、 会社・職場の枠を超えてなごやかに歓談しました。

フクシマの原発災害が問いかけるもの「講演要旨」

安斎科学•平和事務所所長 立命館大学名誉教授 立命館大学国際平和ミュージアム名誉館長

安斎 育郎さん

1 事故原発の廃炉には50年かかる

大阪損保革新懇の皆さんには9月に立命館大学 国際平和ミュージアムにお越しいただき、ありが とうございました。

さて、福島原発の現状はどうか。厄介なことに、 放射能まみれになっているので、中を見極めるだ けで10年位かかると思います。ともかくこれから 技術を開発して、取り出し、チェルノブイリのよ うにコンクリート詰めにして石棺=石の棺桶状態 にするまでに50年位かかります。

そこで、われわれは事故を招いたという現世代 の共同責任として、次世代の子供や孫たちに災い を残してしまった責任を取らないといけません。

原発の放射性物質はそれぞれ半減期が決まって いて、これから何十年も、何百年も、何千年も放 射線を出し続ける。放っておくと溶けて流れてし まうので、とりあえず冷やして溶けないように、 外へ出ないようにしてはいるが、ある一定期間で 発熱が終わるというしろものではないのです。

原発を使えば使うほど、原子炉の燃料の中に放 射性の廃棄物が溜まってきます。事故を起すとそ れが外へ出てくるわけですが、事故を起さなけれ ば問題がないかというと、そうではありません。 起さない分だけ原子炉の中に大量に放射性廃棄物



講演する安斎育郎さん

が溜まってくる。

溜まったものは再処理工場に廻して、燃え残っ ているウランを分離する。新たに出来ていくプル トニウムを濾し取った後、高レベルの廃棄物はプ ラスのビーカーのようなものの中に溶かし込んで 鋼鉄製のボンベにいれる。さらに地下2000メー ルとか3000メートルでこれから何万年かにわた て人間生活から隔離していく必要があるのです。

2 どうして原発の「安全神話」は生まれたか

アメリカは「原爆を持てる国はしばらく出てこ ないだろう」と思っていましたが、1949年にソ (P・2へつづく

(P·1からのつづき)

が原爆を持ち、1954年アメリカによるビキニ核 実験が行われたその年の6月にソ連が原発を開発 したのです。

アメリカは非常に焦り、原子力潜水艦に乗せる 予定だった原子炉を急きょ陸揚げしてシッピング ポート原子力発電所をつくり1958年から運転を 始めました。だから、アメリカの原発は、安全性 を遵守し一歩一歩安全技術を開発しながら行うと いう経過をたどったのではありません。

その延長線上で、アメリカの原子力発電炉が日本に導入されました。日本にある原発のほとんど 大部分はアメリカで開発されたものです。まさに 日本の原子力開発はアメリカのエネルギー戦略に 従属したものです。

しかし、国が原発を安全だと宣言しても誰も信用しない。そこに出番が来たのは東京大学工学部原子力工学科です。私はその第1期生ですが、そこの先生方が「安全だ」というお墨付きを与える。それを安全神話のレベルまで高めていったのは読売新聞社をはじめとするマスコミでした。

日本政府と原子力資本が結びついて、そこに学者がお墨付きを与え、マスコミが安全神話を振りまき、地方自治体とそのもとで組織された住民たちが推進して行く。そこに官僚機構も加わる。私はそれをヘキサゴンと名付けました。ヘキサゴンというのは六角形なのですが、現実には八角形でこの国の原子力「ムラ」が形成されたのです。

3「アカデミック・ハラスメント」と原発開発

彼らにとって安斎育郎は極めて厄介な存在になりました。1962年に東京大学工学部原子力工学科で、この国の原発開発の恒久人材養成機関の第1期生になったにも関わらず、その5年後にはこの国の原子力政策に失望し、70年代には絶望し、反原発の運動に関わって行ったからです。彼らにとって、原子力ムラの人間が反原発の運動に関わるということは許しがたいことでした。

私は東大医学部助手で17年間据え置かれました。 一人でも妥協しないということがどれだけ重要か というエピソードがあります。1975年に原子力工 学科創立15周年のパーティーがあり、そのとき科 学技術庁から呼ばれた役人がこう挨拶したそうで す。「東京大学原子力工学科はいっぱい技術者を 生み出した点では多々評価されるが、安斎を生み 出したことを合わせれば功罪半ばである」と。

日本の原発推進は、八角形の原子力ムラにとっ

て不都合な人間は村はずれに追いやるか、村八分にして徹底的に抑圧することによって極めて一人よがりの閉鎖集団につきすすんでいきました。そうして今日の事態を迎えたのです。



4 これからのエネルギー政策をどう考えるか

これからのエネルギー政策をどう考えるか。これはみなさんも考えていただきたいのです。原発を止めるという方針を決めれば人間の知恵はいくらでもでてくると思います。

10日ほど前にドイツで新しい電力生産の方針が出されました。電力が必要なときに必ず風が吹いているとは限らない。風が吹いているときに風力発電で電気を作って、それで水を電気分解して水素と酸素に分けて水素をタンクにためておく。そして電力が必要になったら水素を酸素と化合させると発電ができる。ドイツは風力発電と水素を組み合わせたものを実用として考えたのです。

日本でも「原発なしでやって行く」と決めれば、 今の科学技術をもってすれば充分可能です。電力 というのはあらかじめ作っておいて、倉庫にしま っておくわけにはいかない。使うその瞬間に生産 しなければいけない。だから、ピークの時に備え て原発を山ほど作っているのです。

電力貯蔵技術を実用化することも重要です。それから電力節減型の生産・流通・消費・廃棄のあり方をもっと考えることです。たとえば、自動販売機をやめればこれで原発4つ位はいらなくなる。もっとわれわれの消費生活を含めて生産から廃棄のあり方まで、電力節減型への転換が必要です。

いずれにしても、国家百年の計が必要です。原発を計画的に廃絶し、自然エネルギーを含む代替エネルギー開発を計画的に進める。そのような政権をわれわれが国民の主権者としての責任において選んでいくということが問われています。原発ゼロを目指してともに奮闘いたしましょう。

(文責・事務局)

原発リスクと損保産業の社会的役割

兵庫県立大学大学院博士後期課程・大阪損保革新懇世話人 松浦 章さん

[報告要旨]

1 原発の安全神話と損保業界

原発の安全神話がいかにふり撒かれようとも、 それに動じることなく、そのリスクを科学的に見 すえてきたひとつに損保業界があります。

同志社大学教授の室田武さんは、かつて「原発の危険性をもっともよく熟知して予想被害額を計算しているのは、官庁の役人でもなく、ジャーナリストや原発反対派でもなく、実は保険業界であると言っても過言ではない」と述べました。

損保が、安全神話に安易に流されなかったのは、 リスクを的確に判断するという、損保産業の性格 からすれば、ある意味当然のことと言えます。

現実に損保業界は、地震、噴火、津波や正常運転による事故、さらには、10年を超える損害賠償請求を免責とするなど、その高いリスクに見合ったきびしい条件を設定することで、かろうじて保険の引き受けを行ってきました。これはこれで、ひとつの見識と言えるかもしれません。

しかし、損保業界が今日的な社会的役割を果た そうとすれば、もっと根本的で積極的な役割が求 められているのではないでしょうか。

2 原発被害と原子力事業者の無限責任

東電の損害賠償責任について、日本経団連の米 倉会長は「東日本大震災が、関東大震災の数10倍 の規模に上ることも考慮すれば、東電だけに責任 を負わせるべきではない」と述べました。

たしかに、原子力損害の賠償に関する法律(原 賠法)では「異常に巨大な天災地変」については、 原子力事業者に賠償責任がないとされています。

しかし「異常に巨大な天災地変」とは、歴史上例のない災害が想定されており、今回の地震や津波がそうだとは言えません。また、津波による全電源喪失と炉心溶融の危険性が国会質問等でくりかえし指摘されてきたにもかかわらず、安全対策を怠ってきたことを合わせて考えると、東電の責任は免れません。

原子力事業者は、損害賠償措置を講じることが 義務づけられています。民間保険契約と、政府補 償契約を締結することです。損害賠償措置として



報告する松浦 章さん

必要とされる額は、現在、1事業所当たり1200億円です。通常の原子力損害では、損保により1200億円まで「保険金」が支払われます。そして、保険では免責とされている地震・噴火・津波や正常運転による原子力損害では、政府補償契約によって、1200億円まで「補償金」が支払われます。

それでは、損害額が1事業所1200億円を超えた場合どうなるのか。原子力事業者の賠償責任の限度額は「原賠法」では特に規定されていません。すなわち、無限責任だということです。したがって、1200億円を超える損害額については、東電の財力をもって支払う必要があります。

3 原発と損害保険

原子力保険は、引受額が巨額でかつ対象となる 施設の数が限られていることから各国とも多数の 保険会社による共同引受機構を組織しています。 日本でも同様に日本原子力保険プールを通じて会 員各社が引受けています。

保険金額は、前述のように原賠法で定められ、現在は1200億円です。保険料の額は、原子力プール発足後1961年度から1997年度まで明らかにされてきましたが、その後は一切公表されていません。公表された最後の1997年度のデータでは、保険金額は一基300億円(当時)、保険料は23基で約23億円でした。

関西学院大学准教授の朴勝俊さんは、一基1億円というこの保険料水準について「リスク評価のプロである保険業界で、この様な高い保険料設定(P・4へつづく)

(P・3からのつづき)

がされているのは、原子力では、被害総額が巨大と想定される上、大数の法則に従って、信頼できる確率を得られないと見られているためです」と述べています。

原発事故については大数の法則は適用されません。リスクの高さ、巨大さがはかりしれないからです。

損害保険の引き受けを可能とするリスクは、次の要件を満たさなければなりません。①同質的リスクが多数存在し、大数の法則が適用できること、②客観確率が測定ないし推定できること、③リスクが社会に広範囲に存在し、しかも著しい偏在などによる偏りが少ないこと、④相対的にリスクの累積が少なく、しかも保険料が付保不能なほどの禁止的高水準にならないことなどです。

原発リスクはこの要件のいずれにも合致しません。このことは、そもそも原発被害は、損害保険の引き受け概念を超えたものであることを示唆しています。

4 損保産業の今日的な「社会的責任」

損保産業は原発リスクにどう向き合うべきなのでしょうか。

経済同友会終身幹事で、日本火災元社長の品川

太平洋戦争開戦70周年 平和と憲法を守る

12・8(木) 府民のつどい

ドーンセンター・ホール(天満橋) 午後6時開場・6時半開会 参加協力費・1000円

原発ゼロと「新しい日本」を考える

震災復興、「放射能汚染と子ども」を考える

トークセッション

根本 敬さん(福島)、佐々木 唯さん、 市川章人さん、藤永のぶよさん、

[東北民謡]

高宮佳美さんとお囃子

主催:大阪革新懇

正治さんは、損保産業の「社会的役割」について 「損保というのは経済社会にとっては唯一のブレーキ産業です。社会に存在するリスクを数値化し て、それを社会に警告するという役割を果たすべ き産業です」と述べています。

この社会的「役割」の認識は、原発事故をふま えた今日、あらためて産業のありようを考えるう えで、きわめて重要なものと言えます。

もし、現実のあらゆるリスクを想定した保険料が、「付保不能なほどの禁止的高水準」であるならば、そのことを社会に明らかにすべきではないでしょうか。

また、大数の法則に合致せず、保険料算出が不可能である場合も同様です。損保がリスク管理できないという現実は、原発の存在が、人間にとって社会にとって限りなく危険なものであることを否応なく明らかにし、原発という、国家と産業界が全力で踏み込むアクセルにブレーキをかけることになるでしょう。

これこそが、「危険を数値化し、社会に警告」 するという、損保産業に求められる社会的役割の 発揮であり、今日はたすべき社会的責任ではない でしょうか。



--自然エネルギーの普及を--

原発からのすみやかな撤退を

11月25日現在1500筆を超える!

全国革新懇が呼びかけている「原発署名」に 引き続き取り組んでいます。集めていただいた 署名は、最寄の世話人または事務局までお願い します。

署名にご協力をお願いします。